

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査による本町の就業者人口は、平成12年の9, 113人をピークに減少に転じており、令和2年は8, 395人と、その傾向は現在まで回復していない。また、就業構造の特性として、就業者の65.9%（5, 467人）が町外で従業しており、町内で雇用されている就業者人口は3分の1程度にとどまっている。

産業大分類別人口では、製造業の従業者数が多く、令和3年は92事業所、従業者数は1, 381人であるが、全体的な就業者人口の減少傾向は、今後強くなることが予想される。さらに、域内の中小企業数は漸減傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。

その一方で、令和4年度に実施した商工業者へのアンケートでは、32.5%が「今後事業規模を拡大したい」と回答しており、町内総生産額を減少傾向にある労働力で維持していくためには、生産性の高い先端設備等の導入による補完が大きく期待される。中でも、重要な課題である技術等の継承は、その一部を先端設備等の進歩で担うことにより、支援する。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、遠賀郡地域の中核としてさらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町は、農業を基幹産業とした、6次産業化等に取り組む一方、商工業では自動車関連部品等の製造業を筆頭に卸・小売業が多く、業種也多岐に渡っている。そして、先端設備等の導入による労働生産性の向上は、共通の課題であり、

広く支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目的は、地域雇用の創出や地域経済の発展であることから、太陽光等発電設備については、町内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもの（自らが消費した電力の余剰分を売電するものを含む）のみを対象とし、売電を目的に設置するものは対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

本町は、中部地域を準工業地域として用途指定しているほか、北部にも比較的大きな中規模工場が多く、南部には一部工業団地を有しており、広域に製造業等が所在しているため、計画の対象区域は、町内全域とする。

（2）対象業種・事業

商工業では、製造業、卸・小売業、医療・福祉関連サービスをはじめとして業種が多岐に渡っているため、計画の業種については全業種とする。

さらに、最先端技術を活用した商品の開発及び専門性の高い製品や情報通信関連部品の製造など、事業も多様であるため、労働生産性を3%以上向上させるための設備導入であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月3日から令和7年7月2日の2年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の目的については、労働生産性の向上とし、生産額の維持であっても、人員削減が目的であった場合、認定の対象としないこととする。

また、公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、健全な地域経済の発展に配慮して、認定の対象としないこととする。

さらに、町税の滞納がある場合は認定の対象としないこととする。